

## 資料 3

# 「背景にいじめが疑われる 子どもの自殺」発生時の対応 フロー

柏市教育委員会 児童生徒課

# 一般的ないじめ発生時の初期対応（柏市版）

学校

教育委員会

調査検証委員会

市長

いじめ発生

事実確認  
情報の整理

校内いじめ対策委員会で情報  
を共有し、校内の「いじめ  
防止基本方針」に則って  
対応する

重大事態に該当  
するか否かの判断

認定

報告

報告

＜自殺等重大事態＞

- ① 自殺 ② 自殺企図
- ③ 身体に重大な障害  
(30日以上に加療)
- ④ 金品等に重大な被害
- ⑤ 精神性の疾患を発症

＜不登校重大事態＞

- ⑥ 相当の期間不登校  
(年間30日を目安)

学校は、  
自殺等の場合は直ちに、  
不登校の場合は判断後7日  
以内に市教委に報告

報告と同時に基本調査の  
準備作業を開始する

調査主体や調査組織を  
どうするか判断する

教育委員への報告を  
迅速に行う

調査組織は、  
付属機関である  
「柏市いじめ重大事態  
調査検証委員会」  
とすることが望ましい。

＜報告内容の例＞

- ① 学校名
- ② 対象児童生徒の氏名、  
学年、性別等
- ③ 重大被害の具体的内容
- ④ 報告の時点における  
対象児童生徒の状況
- ⑤ 重大事態に該当すると  
判断した根拠

# 学校がいじめによる重大事態と認定した場合の対応フロー（柏市版）

学校

教育委員会

調査検証委員会

市長

基本調査開始

- ① 学校が持っている情報を迅速に整理する。
- ② 3日以内にすべての教職員から聞き取りを実施。
- ③ **（自死の場合）遺族に1週間以内に結果を報告。**
- \* 市教委が主体となって基本調査を行う場合がある。
- \* **（自死の場合）特別な事情がない限り、調査の主体は市教委となる。**
- \* 基本調査開始から1週間を目安に基本調査の結果をまとめる。

＜基本調査で行うこと＞

- ① **（自死の場合）遺族との関係性の構築**
- ② 関係機関との情報共有
- ③ 指導記録等の確認
- ④ 全教職員からの聞き取り
  - \* 問題を共有する意味からも、すべての教職員からの聞き取りが重要
- ⑤ 関係の深かった児童生徒への聞き取り調査
  - \* 聞き取り前に保護者に連絡して、理解・協力を依頼

＜教職員からの聞き取りの内容＞

- ① 当該児童生徒の学級や部活動、委員会活動等での様子
- ② 友人や教職員との関係などの対人関係
- ③ 当該児童生徒の健康面や性格面、学習面や進路面などで把握していること
- ④ 家族関係や学校外での生活のことで把握していること  
など

「詳細調査」への移行を判断する。

- \* アンケート調査や聞き取り調査を先行して実施するかも判断する
- \* 基本調査終了後、1週間を目安に判断する

＜遺族の意向との関係＞

- \* 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、詳細調査の実施について改めて遺族に提案することも考えられる。
- \* 遺族の意向により詳細調査の実施を見送る場合でも、外部専門家の助言を得ながら、得られた情報の範囲内での検証や再発防止策の検討を行う必要がある。

招集・連携

「詳細調査」を実施

- \* 報告書の作成
- \* 再発防止策の実施
- \* 結果を遺族に説明

調査検証委員会を立ち上げる場合、その旨を公表（報道発表）することになるため、遺族が立ち上げを望まないケースが想定される。

報告

詳細調査の結果を報告

再調査の検討

第三者委員会の立ち上げ

# 児童生徒の自殺・自殺企図が起きた場合の対応フロー

学校

教育委員会

調査検証委員会

市長

自殺・自殺企図発生

『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針  
(改訂版)』に基づき調査開始

いじめあり  
(疑いも含む)

いじめなし

「いじめの重大事態」  
に該当するため、「い  
じめ防対法」と「自殺  
背景調査」の二つに  
則った対応を行う。

「自殺背景調査」に  
則った対応を行う。

いじめが背景に疑われる場合、**詳細調査は必ず行われなければならぬ。**

どちらの場合も、基本調査以後の流れは、いじめ重大事態の対応フローとおおむね同様の流れとなる。

報告

# 【対応の留意点】

## ＜基本調査＞

- ① この時点では、情報が断片的である可能性があるため、遺族に対して「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできない。
- ② 自殺に至る過程や心理の検証は「詳細調査」で行う。よって、この時点で安易に因果関係に言及すべきではない。
- ③ 今後の調査について、遺族の意向を確認する。

# 【対応の留意点】

## ＜詳細調査への移行の判断＞

- ① すべての事案について，心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。
- ② いじめが背景に疑われる場合は，いじめ防対法上の「重大事態」としての対応が確実に行われることが必要（法律上義務付けられている）。
- ③ 詳細調査に先行してアンケート調査や聞き取り調査を実施する場合（この調査を、柏市では「**追加調査**」と呼ぶ）は，得られた情報の取り扱いについて，調査実施前に遺族に説明し，理解を求めることが必要。

# 【対応の留意点】

## ＜詳細調査＞

- ① 病気などの個人的な背景や特性，家族に関わる背景についても調査対象となりうる。
- ② 調査の実施に際し，死因は個人情報なので，遺族の了解がなければ（調査対象者に）知らせることはできない。
- ③ アンケートを実施する場合、時として，うわさや憶測，悪意ある記述等が含まれる可能性があるため，記名式が望ましい。

# 【対応の留意点】

## ＜詳細調査＞

- ④遺族，調査組織，学校，市教委をつなぐ役割を担う キーパーソンを確保する。
- ⑤ 調査とは別主体が遺族のケアをすることが必要。精神保健部局など，地域の適切な機関につなぎ， 遺族のケア体制を地域で組む。
- ⑥調査終了後，「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を文部科学省児童生徒課に提出する。

## 【詳細調査に先行した調査実施の判断】

詳細調査の**組織の設置までに1週間以上を要するなど時間がかかる**場合には、この時点で詳細調査に先行して、アンケート調査や聞き取り調査を実施するかどうかを速やかに判断する。



得られた情報の取り扱いについては、必ず調査実施前に具体的な方針を立て、遺族に説明し、理解を求めることが必要である。

# 【詳細調査で行うこと】

詳細調査では、事実関係の確認のみならず、**自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てる**ことを目指す。



自殺の引き金となる「直前のきっかけ」が原因として捉えられがちであるが、自殺を理解するためには、**複雑な要因が様々に重なった「準備状態」（危険な心理状態に陥っていった状況等）に目を向けることが大切。**

学校における出来事などの**学校に関わる背景が主たる調査の対象**となるほか、**病気などの個人的な背景や特性、家庭に関わる背景についても対象**となり得る。

# 【詳細調査で行うこと】

- ① 基本調査の確認
- ② 学校以外の関係機関への聞き取り
- ③ 状況に応じ、児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査
- ④ 遺族からの聞き取り



- ⑤ 情報の整理（事実関係が確認できたこと、できなかったことを区別して、時系列でまとめる）。
- ⑥ 自殺に至る過程や心理の検証と今後の自殺予防策のまとめ
- ⑦ 報告書のとりまとめと遺族等への説明
- ⑧ 今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用